【GMCPLM0038】

障害者の定義＋障害者雇用

- 障害者・障害児の定義
- 各法律による障害者の定義
- 知的障害・精神遅滞
- 難病について
- 障害者雇用率制度
- 障害者権利条約

演者は、北海道および札幌市精神保健福祉審議会
２つの審議会の委員を務めています

こころと身体のクリニック
医療法人社団
五稜会病院

令和6年2月作成

障害者自立支援法上の障害者・障害児の定義概念

平成18年施行「障害者自立支援法」
⇒平成25年4月改正「障害者総合支援法」
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

0歳　18歳

1 身体障害者	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 演者追記：18歳以上である者
2 知的障害者		知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
3 精神障害者	精神障害者のうち18歳未満である者	精神障害者福祉法第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者

1 障害児　参考：児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）　2 障害者

各法律による障害者の定義

	障害者基本法	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法 「知的障害者」の定義規定はない	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	障害者権利条約
条	第２条	第４条	第１条	第５条	第１条
内容	この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。	この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある**18歳以上**の者であって、都道府県知事から**身体障害者手帳の交付を受けたもの**をいう。	この法律は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを**目的**とする。	この法で、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、**知的障害**、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。	（目的）（前略）障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者の定義

	1 身体障害者	2 知的障害者	3 精神障害者
根拠	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)
手帳	重 必　要	必要なし（記載がない）	必要なし（記載がない）
障害分類	・視覚障害 ・聴覚・平衡機能障害 ・音声・言語・そしゃく障害 ・肢体不自由（上・下肢、体幹機能障害）　等	知的障害 重 法律上に明確な定義はない	・統合失調症 ・気分〔感情〕障害 ・てんかん　・知的障害 ・器質性精神障害 ・発達障害・その他

「障害者総合支援法」の「障害者」とは、1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者、2 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上の者、3 精神保健福祉法に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者

障害によって定義の仕方に違いがある。身体障害者は手帳が必須

	1 身体障害者手帳	2 療育手帳	3 精神障害者福祉手帳
根拠	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	療育手帳制度について (昭和48年厚生事務次官通知)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)
交付主体	都道府県知事・指定都市の市長		
	中核市の市長	児童相談所を設置する中核市市長	
障害分類	・視覚障害 ・聴覚・平衡機能障害 ・音声・言語・そしゃく障害 ・肢体不自由（上・下肢、体幹機能障害、脳原性運動機能障害） ・機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・HIV免疫・肝機能能）	知的障害	・統合失調症 ・気分〔感情〕障害 ・非定型精神病 ・てんかん ・中毒精神病 ・器質性精神障害（高次脳機能障害を含む） ・発達障害 ・その他の精神疾患
所持者数	4,910,098人	1,213,063人	1,263,460人

令和３年度 福祉行政報告例

【GMCPLM0020】

知的障害 ≒ 精神遅滞

ICD-10 ： IQ=70未満

「知的障害」は福祉用語、医学用語では「精神遅滞」両者は同義

- 福祉用語の「知的障害」に法律の明確な定義はない 重
- 各都道府県が、ＩＱ・日常生活能力を総合判定し療育手帳を交付

知的障害と精神遅滞の呼称

「独:Schwachsinn」「英:Mental Deficiency」の直訳「精神薄弱（精薄）」

「精神」という言葉は人格も含むうえ、精神障害と混同されやすい

関係団体では「知的障害」という用語を使用

平成12年3月、法律上は知能面のみに着目した「知的障害」という用語に改正

医学的診断名は「Mental Retardation:MR」「精神遅滞」「精神発達遅滞」

DSM5では、「知的能力障害」の名称

「発達期に発症し、概念的、社会的、および実用的な領域における知的機能と適応機能の両面の欠陥を含む障害である」　**IQの基準はなくなった** 重

難病について

平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象　令和６年４月１日から
「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（130）⇒369疾病

【障害者総合支援法における難病等の定義】＜法第４条抜粋＞

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって
政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者

＜政令第1条 一部抜粋＞ 法第４条第１項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を富むための支援を行うことが特に必要なもの

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	要件としない
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

指定難病の認定者数：1,048,680 人
令和4年度衛生行政報告例

- パーキンソン病　143,267 人
- 潰瘍性大腸炎　141,387 人
- 全身性エリテマトーデス 65,145 人
- クローン病　50,184 人

障害者雇用率制度について（障害者雇用促進法43条第1項）

- 雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱
- 障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会

○　事業主に対して、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用を義務付け
民間企業：2．3%　国、地方自治体：2．6%　都道府県等の教育委員会：2．5%

週所定労働時間		30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者		1	0．5
	重度	2	1
知的障害者		1	0．5
	重度	2	1
精神障害者		1	0．5※

※　精神障害者である短時間労働者で、①かつ②を満たす方については、1人をもって1人とみなす
①新規雇入れから3年以内の方　又は　精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
②令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

2023年（令和5年）
法定雇用率2.3%（43.5人に1人）→ 2.7% が決定

ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、
2023年度においては2.3%に据え置き

2024年4月（令和6年）→ 2.5%（40人に1人）

2026年7月（令和8年）→ 2.7%（37人に1人）
段階的な引き上げが発表されています

障害者雇用促進法における障害者の範囲・雇用義務の対象

障害者

身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者　（法第2条第１号）

1 身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表（※1）に掲げる障害があるもの
（法第2条第2号）

視覚・聴覚・音声機能他

- 膀胱又は直腸の機能障害
- 小腸の機能障害
- HIVの機能障害
- 肝臓の機能障害

重

2 知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令（※2）で定めるもの
（法第2条第4号）

※知的障害者更生相談所等により知的障害があると判定された者

3 精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって省令（※3）で定めるもの　（法第2条第6号）

※次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの

精神障害者保健福祉手帳所持者

①統合失調症
②そううつ病(そう病･うつ病を含む)
③てんかん
※①～③の手帳所持者を除く。

4 その他障害者

左記に該当しない

・発達障害者

・難治性疾患患者
等

雇用義務の対象

事業主は、･･･その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率（※4）を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。
（法第43条第1項）

実雇用率算定の対象

（雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例）
事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項（第43条第1項）の規定の適用については、･･･当該事業主が･･･当該精神障害者である労働者の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。
（法第71条第１項）

※当該規定における「精神障害者」は、法第69条の規定により「精神障害者保健福祉手帳所持者」に限定している。

厚生労働省

精神障害者は後回しにされていた

へんだ！った

昭和35年 - 「身体障害者雇用促進法」制定
昭和51年 - ❶身体障害者の雇用が事業主の義務となる
昭和62年 - 「障害者の雇用の促進等に関する法律」知的障害者も適用対象
平成　9年 - ❷知的障害者の雇用も事業主の義務となる
平成28年 - 障害者権利条約批准。障害者差別禁止規定や合理的配慮の概念
平成30年 - 法定雇用率の算定基礎に、❸精神障害者を加える改正法が施行

法律名変更

事業主のみなさまへ

平成30年４月１日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年４月１日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わりました。

民間企業で雇用されている障害者の数・実雇用率の推移

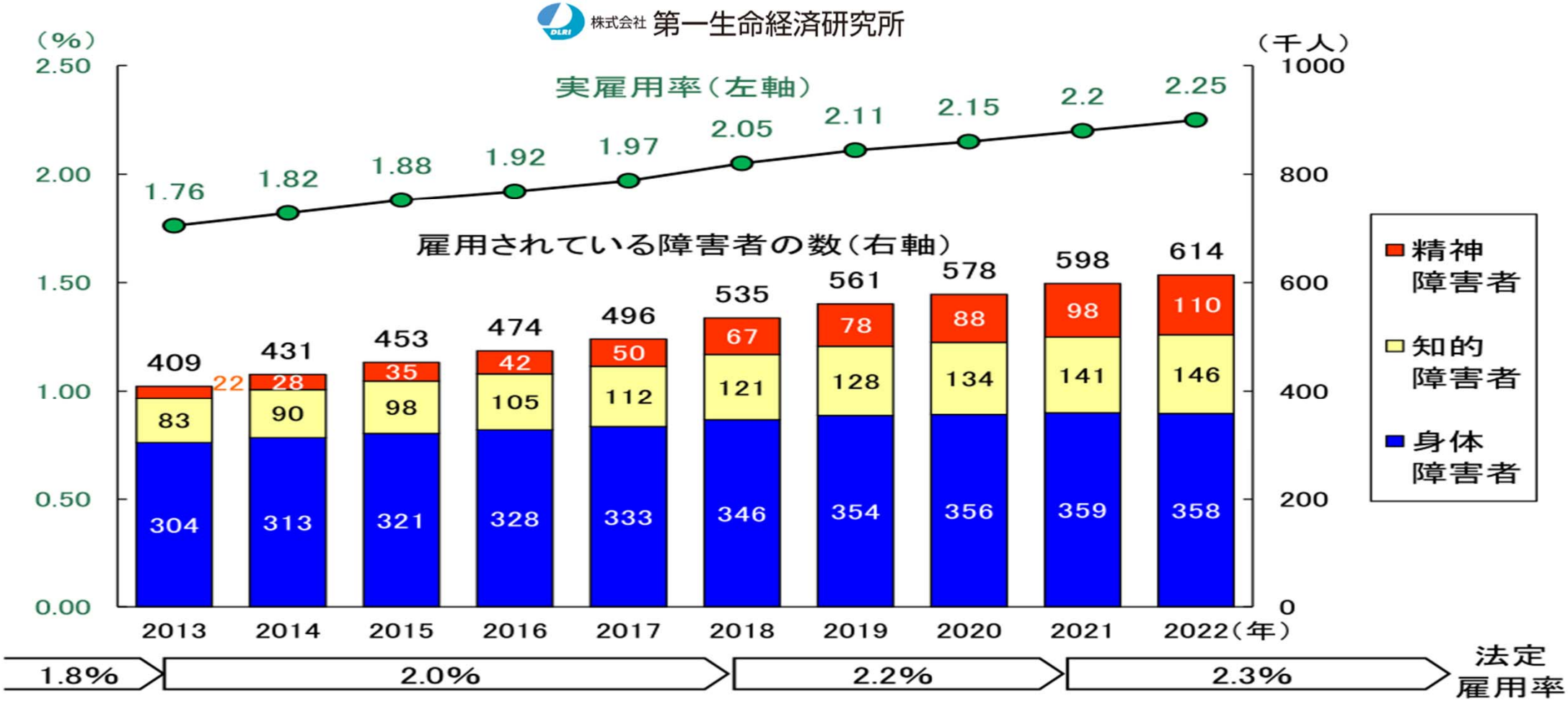

*1：雇用されている障害者の数のカウント方法は資料参照。
資料：厚生労働省「令和4年　障害者雇用状況の集計結果」(2022年12月)より作成。

障害者の権利に関する条約

あらゆる障害者（身体障害、知的障害および精神障害など）の尊厳と権利を保障するための条約
21世紀では初の国際人権法に基づく人権条約。平成26年、日本が批准

「 われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな! 」
Nothing about us without us!

障害者権利条約
Convention on the Rights of Persons with Disabilities

外務省

表紙の絵： 内閣府「障害者週間のポスター」入賞作品（上段左から 横浜市／山本彩佳さん、さいたま市／荒牧叶乃さん、岡山県／池田 葉さん、浜松市／服部竜也さん
下段左から 千葉県／大野元輝さん、北海道／森屋愛美さん、埼玉県／石渡智樹さん、茨城県／古舞結花さん）
裏表紙の絵：内閣府「障害者週間のポスター」入賞作品（上段左から 栃木県／齋藤 寛さん、愛媛県／黒瀬琉香さん、栃木県／金田千奈未さん、熊本市／塘永えみさん
下段左から 熊本県／杉本知由理さん、愛知県／香村裕樹さん、京都府／宮本 悠さん、さいたま市／川津ももこさん）

まとめ

障害者の定義＋障害者雇用

GORYOKAI

目的や満たすべき条件を定めた定義の理解は大事です

- 障害者は３つ　1 身体障害者　2 知的障害者　3 精神障害者
- 年齢別では　1 障害児：0歳～18歳未満　2 障害者：18歳以上
- 根拠の法律　1 身体障害者福祉法　2 知的障害者福祉法　3 精神保健福祉法
- 身体障害者は、身体障害者手帳の取得が必須　重
- 知的障害者では、法的には明確な定義規定はない　重
- 障害者雇用率制度　法定雇用率：2.7%（令和8年）
- 障害者雇用促進法における障害者の範囲・雇用義務の対象は限定されている
- 障害者雇用の義務では、精神障害者は後回しにされていた　へんだ！った
- 障害者権利条約は、あらゆる障害者の尊厳と権利を保障するための条約